

岐阜県立東濃フロンティア高等学校 いじめ防止基本方針

ここに定める学校いじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法:第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・通信機器(スマホ等)を介して、誹謗中傷の書き込みや、個人情報勝手に掲載されるなど。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・強さは関係なくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(注) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当すると判断する場合もある。

(3) いじめ解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの条件が満たされている必要がある。

- ① いじめに関わる行為が止んでいること(少なくとも3か月は継続していることを目安とする)
- ② 被害生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと(面談等により確認する)

(注) 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 学校方針

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にしている教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・年間計画において『学校いじめ防止プログラム(いじめ防止のための取り組み)』を定める。また、『早期発見・事案対処マニュアル』を別に定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・MSリーダーズ、BBSジュニア活動などを通じ、自己有用感や自己肯定感を育む。「自己有用感」や「自己肯定感」をいじめ防止のキーワードとする。
- ・「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。
- ・いじめ調査については、本人の申告に基づくものすべてを「いじめ」とカウントする。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(注) 学校いじめ防止基本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント)を参照している。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

〔組織〕 いじめ防止等対策検討会議(学校いじめ防止対策組織)

〔組織の構成員〕

- ・学校関係者(校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、養護教諭、各年次主任)
- ・第三者(弁護士、臨床心理士、社会福祉士、地域代表、保護者代表)

〔組織の運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を組織する。
- ・年2回(7月と2月)いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ防止あるいは対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に参加・活動できるよう指導する。
- ・県統一の「いじめアンケート」を年3回(6月、11月、1月)実施する。
- ・「心のアンケート」を毎月実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教職員がいじめ相談に対応できるようにする。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ、BBSジュニア活動などを通じて社会貢献活動やボランティアへの参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・ゼミ活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業やアクティブラーニング授業を推進する。
- ・特別支援学校との共同学習を通して、生徒の社会性や豊かな人間性を育む。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・就労(アルバイト)を奨励し、望ましい勤労観・職業観を育成する。

(3) 『学校いじめ防止プログラム(いじめ防止のための取り組み)』

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 二者面談 心理検査 携帯安全教室	・学校いじめ防止基本方針の説明 ・生徒の生活状況や問題意識の確認 ・知的能力、性格、適応傾向についての検査により個性の把握 ・情報モラル(いじめ防止につながる)に関する講話
6	第1回いじめアンケート(県統一) ソーシャルスキルトレーニング	・いじめ・迷惑に関する調査 ・共同作業を通して人との関わり方を学ぶ(1年次対象)
7	第1回いじめ防止等対策検討会議 第1回県いじめ調査(4～7月) 三者面談 SOSの出し方教室	・いじめ防止の取り組みの検証等 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・いじめ、迷惑調査結果の検証 ・家庭での生活状況の確認 ・SOSの出し方についての講話
8	生徒情報交換会 職員研修	・夏季休業明けまでの生徒の情報交換 ・教育相談に関する研修
10	二者面談 人権LHR	・生徒の生活状況や問題意識の確認 ・LHRを使い人権について考える
11	第2回いじめアンケート(県統一)	・いじめ・迷惑に関する調査
12	第2回県いじめ調査(8～12月) 三者面談	・いじめ、迷惑調査結果の検証 ・家庭での生活状況の確認
1	第3回いじめアンケート(県統一)	・いじめ・迷惑に関する調査
2	第2回いじめ防止等対策検討会議	・いじめ防止の年間の取り組みの検証等
3	第3回県いじめ調査(1～3月) 校内いじめ防止職員研修	・いじめ、迷惑調査結果の検証 ・今年度の反省と来年度に向けての方針

※この他に「心のアンケート」を毎月実施する。(いじめアンケートの県への報告は年3回)

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法:第23条

1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

〔組織対応〕

- ・学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ・学校いじめ防止対策組織(いじめ防止等対策検討会議)による対応
※第三者の派遣についてはスペシャリストサポート事業も活用する。

〔対応順序〕

- ・被害者、加害者の安全を確保
- ・被害者、加害者の事実関係の把握(複数の教職員が関係生徒から個別に聞き取る)
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断(人権侵害に当たるかどうか)
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア(必要に応じて専門家によるケアを要請する)
- ・加害生徒の指導及びケア(育成歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する)
- ・保護者への説明(事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策)
- ・県教委への連絡と経過説明(学校長が責任を持って県教委に報告)
- ・関係諸機関と連携(警察、子ども相談センター等)
- ・経過の見守り(当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導)
- ・報告書の作成(経過、背景、対応、結果等)

※ 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を継続的に行うことで到達するものであると考える。なお、問題解消の判断基準としては、「1. (3)いじめ解消の定義」をもとに組織で判断し、事案によっては、本校職員だけでなく、外部専門家による面談等で確認することが必要な場合もある。

情報等の取扱い

(1)個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることがある。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要となることもあるため、アンケートの質問票の原本等の一次資料及びアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を当該生徒が卒業後5年とする。

(2)心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月1日施行
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年10月31日改正
平成30年4月1日改正
令和2年7月28日改正
令和3年2月1日改正
令和3年7月8日改正
令和4年2月1日改正
令和4年7月7日改正
令和5年7月6日改正
令和6年4月1日改正